

「認定申請審査業務システムを用いる JCSS 登録・認定申請等の手引き (JCRP22S02)」(第1版) 制定案にかかるご意見及び回答

	ご意見	回答
1	<p><2 事業者が用いるべき PC について> Internet Explorer 11 は順次サポートが終了するため、Windows10 の標準ブラウザである Microsoft Edge を利用環境に含めるべきかと思えます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 Microsoft Edge につきましては、現時点では動作検証が行われていないため、“推奨される PC 利用環境”としての追記は控えたく思います。</p>
2	<p><6【申請登録】> 現在、認定維持審査と同時に、範囲の一部について登録審査（範囲拡大審査）と認定審査（範囲拡大審査）を申請していますが、手引きでは認定維持審査と認定審査（範囲拡大審査）を同時にチェックすることが出来ないように読み取れます。認定維持審査時に範囲拡大を同時に行う場合について、何らかの記述の追加を求めます。</p>	<p>認定維持審査と登録（認定）審査の申請は、申請書自体が異なっており、審査自体は合同で実施するとしても申請処理は別枠になります。システムによる申請も別ポータル画面から行っていただくこととなります。それぞれのポータル画面から認定維持審査及び認定審査を選択し、別枠で申請いただきます。 上記のような複数申請にかかる注意点を追記します。</p>
3	<p><6【申請書・添付資料】2)①および3)注記3> 添付 1-2 登記事項証明書について、手引きでは電子ファイルで送信するように読み取れます。JCRP22S01-16 の関連文書「電子申請について」では紙媒体での提出となっておりますが、JCRP22-20 別紙 1 では、登記事項証明書を紙媒体で送るような記述はないと読み取れます。また、JNLA 電子申請では、登記事項証明書は紙媒体で提出となっております。登記事項証明書は電子ファイルで送信すればよいのか、他の手引きとの整合性も踏まえた記述の追加を求めます。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 今回の JCSS システム申請につきましては、根拠法令である「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」第 11 条及び「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令」第 5 条表第 3 から、登記事項証明書はシステムアップロードによる“写し”の提出でよいとの解釈をしています。（参考 2 として添付しました法令集に上記条項が欠落していました。申し訳ありません。） 一方、ご指摘の JCRP22S01 関連文書“電子申請”（CD-R、DVD-R による申請）及び JNLA 電子申請では、各省令で紙面による提出が規定されているため、登記事項証明書は紙媒体での提出となっております。現時点では、JCSS システム申請のみでの運用であること、ご理解いただきたく思います。 なお JCRP22 別紙 1 には、登記事項証明書の紙媒体提出が必要である根拠として計量法施行規則文面を掲載していますが、ご指摘の通り読み取り難いので、その旨 JCRP22 別紙 1 に追記することとします。</p>

4	<p><6【申請書・添付資料】2)①> アップロード資料一覧表の電子ファイルの形式は、指定はないのでしょうか。また、アップロードの度に毎回作成しなければならないのでしょうか。画面で入力、またはアップロードファイル名から参照するようにはならないのでしょうか。</p>	<p>一覧表につきましては、検討の結果、事業者様に作成を要求する根拠が乏しいため、削除することと致しました。</p>
5	<p><6②> 添付資料のアップロードが、全文書揃ってから一括してアップロードしなければいけないのか、分割して（日を変えて）アップロードできるのが手引きから読み取れませんでした。 また、アップロードして「登録」ボタンを押す前にログアウトした場合、アップロードした資料の行方についても手引きからは読み取れませんでした。アップロードしてから「登録」ボタンを押す前に、確認作業が出来るように「仮登録」機能、またはアップロードの保持が出来るのでしょうか。</p>	<p>当システムは“一時保存”機能がないため、分割しての申請書アップロードができません。全資料を一括して「登録」いただきたく、お願いいたします。 なおその旨を、注記として追記します。</p>
6	<p><6【申請書・添付資料】3)注記3> 昨今のデジタル化と押印廃止の流れに鑑みて、注記3にある資料についても電子化できないのでしょうか。また、使用申請等についても印鑑廃止・オンライン化できないのでしょうか。</p>	<p>ご意見ありがとうございます。 システムを利用いただくことで、これまで要求されていた各申請書、届出様式への押印が省略できますが、システム使用申請にかかる部分の押印省略についてはまだ検討の余地が残されているため、現時点では“必要な押印”とさせていただきます。 注記3にある各種資料も含め、今後のデジタル化（オンライン手続き、電子署名等）の普及に合わせ、随時脱押印、デジタル化を検討していく所存です。</p>
7	<p>当該文書新規制定後は、以降書面での申請手続きは出来なくなるのでしょうか。それとも選択肢の中で、従来通りの申請手続きも可能となるのでしょうか。</p>	<p>計量法省令の（書面による申請にかかる）規定は維持され、かつシステム申請根拠法においても“書面に代えて、システムにより行うことができる”とされているので、従前通りの紙面申請及びCD-R/DVD-R申請も可能です。 一方で、IAJapanでは今後全ての登録・認定のプロセス管理を本システムにて実施する方針です。書面/CD・DVD申請案件については、電子化及び代行アップロードを事務局担当が行うことになるため、エラー発生リスクも高まります。また事業者様—事務局/審査チームとのやり取りも、システムを介する方が利便性及び情報セキュリティの観点からも大変望ましいです。そういった理由から、可能な限り事業者様にはシステムを利用いただきたいと考えています。ご協力よろしく</p>

8	既に登録更新申請が完了し、貴センターにて審査チーム編成を進めて頂いている段階ですが、書類審査対応の回答書、訂正願、現地審査での是正対応等を含め、オンラインシステムを用いた対応に切り替わることでしょうか。	お願いいたします。 現在審査プロセスが進行中で、オンラインシステムの利用をご希望の事業者様については、その進行の程度等を考慮し、切り替えを個別に検討したいと思います。
---	---	--

以上